

拉致問題熊本県庁内連絡会議設置要項

（目的）

第1条 北朝鮮当局による拉致問題について、北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年12月11日法律第143号）及び拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年6月23日法律第96号）に規定する地方公共団体の責務に基づき、熊本県として適切に対応するため、拉致問題熊本県庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

（構成）

第2条 庁内連絡会議は、別表のとおり、知事部局、教育庁、警察本部の関係所属長で構成し、座長を置く。

2 座長は、観光戦略部観光国際政策課長を充てる。

（座長の職務）

第3条 座長は、庁内連絡会議を主宰する。

（会議）

第4条 庁内連絡会議は、必要に応じて座長が招集する。

（事務局）

第5条 庁内連絡会議の事務局は、観光戦略部観光国際政策課に置く。

（その他）

第6条 この要項に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は座長が決定する。

附則

1 この要項は、平成18年11月29日から施行する。

附則

1 この要項は、平成20年11月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

1 この要項は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

1 この要項は、平成21年11月19日から施行し、平成21年11月19日から適用する。

附則

1 この要項は、平成22年6月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

1 この要項は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

1 この要項は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

1 この要項は、平成29年1月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

1 この要項は、平成30年1月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

1 この要項は、令和4年7月25日から施行し、令和2年10月13日から適用する。

附則

1 この要項は、令和5年10月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別表)

担当業務	関係所属
拉致問題全般に関する対応及び生活相談等の支援	観光国際政策課
社会福祉に関する支援	社会福祉課
就業に関する支援	労働雇用創生課
県営住宅の供給	住宅課
就学・教育に関する支援	教育庁教育政策課
広報に関する支援	広報グループ
北朝鮮人権問題啓発に関する支援	人権同和政策課
	教育庁人権同和教育課
警備	警察本部外事課
危機管理に関する対応	危機管理防災課